

呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を改正する規程の制定について

呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を改正する規程

呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
呉市地域公共交通協議会分科会設置規程 第 1 条 略 (所掌事務) 第 2 条 分科会は、規約第 2 条各号に掲げる事項について、<u>専門的に</u>協議又は調整を行うものとする。 (組織) 第 3 条 略 2 略 (分科会長) 第 4 条 略 2 委員長は、委員の互選により定める。 3・4 略 第 5 条～第 8 条 略 第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が<u>協議会に諮り</u>定める。 別表（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <th>分科会名</th><th>協議事項</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	分科会名	協議事項	略		略		呉市地域公共交通協議会分科会設置規程 第 1 条 略 (所掌事務) 第 2 条 分科会は、規約第 2 条各号に掲げる事項についての<u>専門的な</u>協議又は調整、及び道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する<u>協議</u>を行うものとする。 (組織) 第 3 条 略 2 略 3 <u>前項の規定にかかわらず、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員は、道路運送法第 9 条第 4 項の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。</u> (分科会長) 第 4 条 略 2 委員長は、委員の互選により定める。<u>ただし、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員長は、前条第 3 項の規定により道路運送法第 9 条第 4 項第 1 号に掲げる者として会長が指名した者をもって充てる。</u> 3・4 略 第 5 条～第 8 条 略 第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が<u>別に</u>定める。 別表（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <th>分科会名</th><th>協議事項</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>運賃協議委員会</td><td>協議運賃に関すること</td></tr> </table>	分科会名	協議事項	略		略		運賃協議委員会	協議運賃に関すること
分科会名	協議事項														
略															
略															
分科会名	協議事項														
略															
略															
運賃協議委員会	協議運賃に関すること														

付 則

この規程は、令和 6 年 2 月 日から実施する。